

国保のお知らせ

4月1日から後期高齢者医療制度がスタート

被保険者になる方

- ① 75歳以上の方
- ② 一定の障害を有する65歳以上74歳以下の方（これまで老人保健制度に加入していた方）

これらの方は後期高齢者医療制度に加入することになります。

被保険者証の送付

「後期高齢者医療被保険者証」は3月末までに該当者へ送付しています。

4月から医療機関等で受診する際は必ず提示が必要となります。

まだお手元に届いていない方は、国保年金課へご連絡ください。

なお、これまでの老人保健の医療受給者証等は国保年金課、各支所市民福祉課または各住民センターへお返しください。

保険料の納付方法

被保険者になる方は、一人ひとりが保険料を納めること

になります。

保険料は、原則として年金の受給額から徴収されます。

ただし、平成20年度に限り、直前に加入していた医療保険に同じ、次のとおり納付方法の違いがあります。

○国民健康保険に加入していた方

原則として、4月以降年金の受給額から保険料が徴収されます。（徴収される方には、4月上旬に通知します。）

ただし、次の場合は納付書や口座振替等で納めていただくこととなります。

- ・年金額が年額18万円未満の方
- ・後期高齢者医療制度の保険料と介護保険制度の保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える方

○国保組合に加入していた方

および社会保険等に本人が加入していた方
7月の本算定による保険料

額決定後、納付書や口座振替等で納めていただくこととなります。

なお、10月からは原則として年金の受給額から保険料が徴収されます。

○社会保険等の被扶養者だった方

これまで保険料の負担がなかった方も、後期高齢者医療制度では保険料を納めることとなります。

ただし2年間は、保険料の軽減措置により、所得割は課せられず、均等割のみ賦課されます。

平成20年度は、均等割額が半年間は0円となり、その後半年間は9割軽減された2,000円（年額）を、10月以降の年金受給額から徴収されます。

その他

各種届出や申請等の受付は、国保年金課および各支所の窓口で行います。

不明な点等については、お気軽にお問い合わせください。

◎問い合わせ：

国保年金課医療給付係

☎(55)5107

国民健康保険税の年金特別徴収が始まります

平成20年4月から、国民健康保険に加入している方全員が、65歳以上74歳までの世帯に限って、世帯主の年金から国民健康保険税を天引き（特別徴収）します。

ただし、次の世帯に該当する場合は、従来どおり納付書で納付することになります。

- ・年金の年間支給額が18万円未満である場合
- ・介護保険料と国民健康保険税を合算した額が年間年金支給額の半分を超える場合
- ・65歳未満の方と同じ国民健康保険に加入している場合
- ・世帯主が国民健康保険に加入していない場合

年金からの特別徴収方法

年金支給月と同じ年6回
《4・6・8月の徴収額》

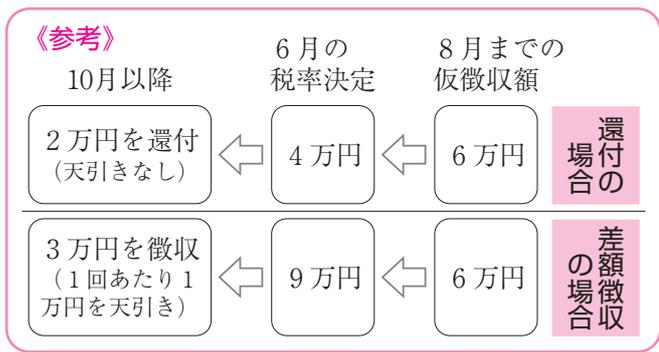
国民健康保険税は6月に税率が決定するので、8月徴収までは仮の徴収額となります。なお、平成20年度に限っては、仮の徴収額は平成19年度に課税された金額の2分の1の金額となります。この金額を4・6・8月の3回で割る

こととなります。

《10・12・3月の徴収額》

徴収額は、本算定後の徴収額から仮の徴収額を引いた額となります。

なお、6月の税率決定により年間の国保税額が決定しますので、決定された税額が8月までの仮の徴収額を下回る場合は差額を還付します。



◎問い合わせ：

税務課市民税係

☎(55)5085